

理由は?

論点対象

第1. 設問1について

1. 本件株式発行は、株主総会の特別決議を経る必要
がある(会社法(以下、略)309条2項5号、197条2項)。同項の
特別決議は ~~2/3~~ 出席した株主の議決権の3分の2
以上の賛成があることと ~~無効~~ ~~2/3~~ である。明確な誤り1減点大

口は、株主であるA、C、Eに対し、甲社への将来の運営
について相談したい旨を伝え、~~Eは棄権~~ Eからの賛成
を得た席上でEをAの後継者とし、甲社が400株の募集株式
を発行し200株を割り当てることとEを説明し、賛同を
求めた。しかし、総発行株主500株のうち、50株を保有
しているCは、この提案に ~~賛成~~ 反対し、直ちに退席してこの
から少なくとも、賛成の意思を示していないと主張する。
300株を保有する株主であるAも、時期尚早であるとして、
態度を保留している。Aに対しても、賛成の態度を
~~示す~~ 示していないと主張する。難しい。

2. そこで、これでは、本件株式発行は、直ちに株主総
会の決議を経ずに行われていたため、無効であるとして、株主
が発行 ~~無効~~ 無効の訴え(828条1項2号)を提起する
ことができる。

1). ~~新株発行無効の訴えは、出訴期間、甲社は別紙より、~~
株式の譲渡制限に関する規定として、株式 ~~を譲渡~~ 当社の
の株式を譲渡する行為は、取締役会の承認を受ける
必要がある ~~が~~ 定められているから、公開会社(2条5号)

第

問

第

問

でない会社である。そのため、本件株式発行から1年以内に
訴えを提起しなくてはならない(828条1項2号)。

(2). 本件株式発行は、平成24年6月10日12時に、平成24年6月
20日には登記が完了した(別紙参照)。~~また~~ 現在は、平成
26年4月であるから、1年以上経過しており、出訴期間を
経過している。

出訴の問題ではない

(3) 従って、~~この場合において、本件株式発行の効力を争
うことはできない。~~ このため、この主張は認められない。

3. 次に、これについては、新株発行の不存在確認の訴え(829条
1号)を提起することから考えらる。

(1). 新株発行の不存在確認の訴えは、無知の訴えとは異な
り、出訴期間が定められていない。ことから、~~新株発行
の効力を争うことはできない。~~ 重大な瑕疵がない限り認められない。

具体的には、無知事由が存在すること及び、無知事由を
出訴期間内に提起することによってなかつた合理的な理由
がある。新株発行の不存在確認の訴えが認められると解する。

(2). これを本件についてみると、無知事由については、1. 上述した
通り、株主総会決議(309号2項5号17号)の成立が争点
でないことから、~~無知に該当するとは認められない。~~ 瑕疵である。

また、~~また~~、公開会社でない会社として、株式の発行は株
主株主の議決権の保障を第1に考慮しなければならない。

11と13、発行済株式500株に対し、400株を新たに発
行し、Eに対して発行することになると、Eは半数の議決権を有する

問

した年121度は行方不明(296条1項)から、これより、~~株式~~
 議決権の変動を知ることが可能であることから、
~~の要する~~無効事由を知ることが可能である。したがって
 無効の訴えを虫訴期間内に提起したことができた
~~こと~~合理的な理由は存在しない

第2. 設問 212712

22 1. 本件借入主が東京電力公社に所属 ^{所定} ~~所定~~ 社員に属する

23 東京電力公社に属する。本件借入主は、~~東京電力公社~~ 日本独断で東京電力公社に属する。

意味付けは?

第

問

1 表して、Hから2億円を年10%の利息の約定で借り入
2 れたこと、甲社の資本金が4000万円である(別紙参照)とし
3 て金算計^{資本金と借入金}した。明らかなに額が大きいことから、多額の
4 借財、~~とあるが~~、(362条4項2号)に依り、取締役会
5 の格別におしめしかからず、Eが独断で行ったことか
6 ら、甲社に帰属しないと主張する。

正確に

2. ~~二本に對して~~、肯定がHの立場としては

8 ^{ABがDの立場に對してEに對しては對外的に効力することを認めよう}
Hとしては、Eが善意代表取締役であり、その責任を甲
9 社が負う(354条)ことから、甲社に本件借財入金の結果が
10 帰属すると主張することになる。

11 ~~1) この株式会社が ABとDは当然、外資としてAが代表取締~~
12 ~~役として活動して、Eは特別社員という位置で対外的~~
13 ~~に活動することを認めよう~~、か

14 3. それぞれの主張の当否。

なぜ?

15 1) まず、甲社については、多額の借財、とあるといふ、取締役
16 会決議を(369条1項)を経た上で、Eが独断で行ったことか
17 独断で行ったといふから、~~それは取締役会に責任を認めない~~、行為(262条4
18 項)に依り、甲社に結果帰属しない。

19 2) したがって、甲社の主張は認められよう。

20 12) しかし、Hの主張が認められれば、甲社に本件借財入金の責
21 任を負わせることができ、結局本件借財入金の結果を甲社に帰
22 属せしめることができる。

23 3) とて、Eが善意代表取締役といふから、

第

問

1. Eは、そもそも、代表取締役（別紙参照）であらう。「代表取締役以外取締役」とはいえ、同条に於て責任は、甲社に帰属しないか？

(7). 代表取締役の選定については、取締役会の権限である（別紙2項3号）。取締役会の決議を以て、取締役全員の招集通知を発する必要がある。

(4) 本件では、Aは、Eが甲社の代表取締役に就任したと知り、Cに対して、説明するものと、AとDとの相談により、~~Eを代表取締役に~~ 任命するといふ。そのため、Cに対して、~~Eが甲社の代表取締役に就任した~~ ことについて、招集手続として招集手続を為す必要はない。AとDの2人で決定していることから適切な取締役会の決議によらないといふ。

(4). 従って、Eは代表取締役とはいえず、「代表取締役以外取締役」といふ。

4. として、AとDは、Eに~~取締役~~ 取締役という肩書を付し、~~Eを~~ 取締役として、対外的に活動することを認め、~~Eを~~ 取締役の「名称を付した」といふ。

1 従って、Eは、~~表見代表取締役~~ 表見代表取締役といふ。甲社は、Eの本件債権入札について責任を負う。

(3). よってHの主張が認められる。

第3. 設問3について、

1. ~~甲社~~ Eに対する主張。

第

問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

1. Eは、^{新設で} H から、甲社に 2億円を年10%の利息の約定で
借り入れ、~~新設で~~ 甲社を代表して乙社に2億円を年10%
の利息の約定で貸し付けしているが、これにより、甲社は、本件貸し
付けに係る金銭の返済を受けられないことが確定したとい
える。

2. CとDは、Eに対し、株主代表訴訟(847条1項)に
より、Eの甲社に対する責任を(423条1項)を追及することを考
えらる。

(2) ~~423条1項の要件は~~ Eは、取締役である(別紙参照)であ
る。従って、これに該当する。

Eによる本件貸し付けは、借入行為及び、本件貸付行為は、
乙社に~~10%~~が借入をさせたため、代わりのHから借り入れ
たものであるから、~~423条1項3号にいう「第三項の定め~~
~~に株式会社と取引をし」とのとおり、これに該当する。~~ (856条1
2号)に該当する。423条3項にいう「356条1項2号に規定する
為に上り金銭の授受が生じた場合、任職解任と推定される」

と、この行為により、甲社は、乙社から2億円を、~~その~~
財務状況が悪化したことから、本件貸し付けに係る金銭の返済
を受けられないという損害が発生している。
よって、Eの行為は任職解任が推定される(423条3項)。

(3) 従って、CのEに対する請求は、~~認めらる。~~ **推定で
認めるべき。**
2. Dに対する主張

(1) Dは、Eに対し「~~Hから~~ 甲社に貸し付けがなされたこと

（第 問）

1 Xリフトが仕入の2でやめた方がよい。」と述べているが、~~手交~~
2 ~~おたか、右~~ ~~こと~~ 甲社の定本全額が~~あ~~ることも、2億円という
3 額はあまりにも大きいことから、強く止める義務がある~~こと~~。
4 その義務の違反した点について、Eと同様、Dが甲社に知事
5 責任を追及することが、Cの主張として考えらる。

6 (2). とも、Dは平成24年5月20日に~~退任~~して~~いる~~取締役
7 を退任して~~いる~~ことから、「役員等」に~~あ~~ら~~ない~~α2ではない
8 ため

9 7. 退任した取締役であつたとしても、~~取締役と同様~~依然と
10 して取締役としての地位に基づいて活動している場合には
11 取締役に~~あ~~じ~~る~~者として「役員等」に~~あ~~ら~~ない~~と解する。
12 いふに本件についてみれば、Eは~~あ~~が~~あ~~ Dに相談したところ、
13 Dは「既に取締役に退任して安全管理をEに委ね~~て~~い~~る~~ので、
14 自分が判断すべき事柄ではない」と述べており、既に取締役
15 ~~あ~~を退任して~~いる~~以上、~~あ~~く~~ま~~で、甲社の判断はEに委ね~~て~~
16 り、D自身は、安全管理について取締役としてと~~ま~~か~~う~~立場には
17 ない旨を主張しており、取締役の地位に基づいて活動して~~いる~~
18 とは到底いえない。

19 8. 従つて、Dは「役員等」に~~あ~~ら~~ない~~。

20 (3). ため、~~あ~~ CのDに対する請求は~~あ~~ら~~ない~~。

以上

(第 問)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	